はしがき

論説

# メリカにおける家族の崩壊と『子どもの権利』

―児童虐待防止法制度を素材として―

谷 和 子

池

童虐待件数は増加の一途を辿っている。最新の二○一一年において、児童虐待の通告件数が三四○万件(兄弟等· では世界に先駆けて児童虐待防止法制度が整えられていくが、多額の資金を投入しても、法制度を活用しても、児 いう密室で子どもを虐待している親がいるという衝撃的な事実が社会に公表された。このことを契機として、全米 アメリカでは一九六二年、小児科医学会において「被虐待児症候群」に関するシンポジウムが行われ、家庭内と

六八万一千人、虐待の結果死に至らされた子ども達は一五七〇人と現在においても平均すれば毎日四人以上の子ど

度の通告で何人も保護される場合があるので、児童数としては六二〇万人)、裁判所において虐待と認定されたのが

じ二〇一一年には約六万件、虐待により死に至らされた子どもの数は五八人と、人口比が二対一であることを考慮 もが虐待を受けて命を落としている。日本における児童相談所の児童虐待相談件数もまた上昇し続けているが、同 173

に入れたとしても、 アメリ カの児童虐待の状況は今なお桁違いに悪い。 これは一体何を意味しているのであろう

か。

う一つは、 ついて、 にさえならないのは、 い親が数多く出現するようになっており、家庭の養育能力が現実に低下しているのではないかという点である。も 定され、 少なくとも、 森田明教授は次のように指摘する。 一五七〇人もの子ども達が虐待により命を落としているというように、 五〇年以上も児童虐待の防止に莫大な予算と力を注いできたにも関わらず、 上記の件から二つのことが推測出来るのではないかと思う。一つには年間に六八万件もの虐待 児童虐待防止法制度に何らかの法的盲点が存在するのではないかという点である。 本来の親としての責任を果たせな 虐待の通告件数が減少傾向 が認

近代人の思考にはどこかに盲点がありはしないか?』」 手っ取り早い治療薬としてしばしば持ち出されるのが「子どもの権利」という概念である。 係を取り巻く問題は深刻さを増すというパラドックスに我々はしばしば遭遇する。そして自らに問い 「子どもの権利」がいくら強調され具体化されても、 「児童虐待は今や全世界の先進国が共通して抱える深刻な病理になりつつあるが、 いな時には強調されればされるほど事態が悪くなり、 この 病理を解決するため だが奇妙なことに、 かける。 親子関

童虐待防止法制度にはいかなる「盲点」が存在するのかという考察を試みようというものである。 この言葉を手掛かりに、 本稿は、アメリカにおける家族の崩壊の現状と子どもの権利について検討し、 現在の 児

# 二 家族の崩壊と子どもの権利

九六〇年以降、 アメリカにお いては家族の崩壊が著しい。 例えば、一九六〇年と二〇一〇年とを比較すると、

に非嫡出子の出生率は、一九六○年の五・三%から、二○一一年には四○・七%へと大幅に上昇した。このように また同棲の数も、 生んでしまうという現状がある。 アメリカにおいては現在、 Ŧi. 一歳以上の女性千人あたりの年間結婚数は半分以下に減少しているのに対し、 一九六〇年の四十四万件から二〇一一年の七六〇万件へと一七倍以上になったと推定され、さら 以前に比べてより多くの人々が離婚を選択したり、 結婚もせずに同棲したり子どもさえ 離婚数は二倍以上となっている。(8)

のである。 的な面から言えば、文字通りの個人における自己決定と自由と平等と多様化の拡大が世の中の風潮となっていった 政治運動といった既成概念や権威への挑戦から始まり、ドラッグの蔓延、性行為の氾濫、大学での破壊行為まで、 に存在し続けている、文化的・個人的・性的な価値観の大規模な変化である。公民権運動、 一九六〇年代以降になると、それまでの道徳観念や良識までが捨て去られる傾向が見られ始めるようになった。法 その背後にあるものは、 一九六〇年代に始まり、 一九七〇年代に定着し、そして今日まで日常生活の至るところ 女性解放運動、

流階級を解放したかもしれないが、次の世代の多くの人々には大打撃を与えたのである。」子どものことを第一に 何ができるか」という立場のものだった。こうした態度が産み落とした麻薬革命や性革命は、ある特定の世代の中 ではなかった。この時代に育ったある弁護士は次のように証言する。「(六〇年代の大人達は) しかし、 保護してくれる家庭がなくなれば、 その自由の大部分は身勝手な自己の解放であり、「他人のために何ができるか」ではなく「私のために このような社会の変化は、 一九六○年代・七○年代に家庭で育った子ども達には決して歓迎されるもの 自分だけを頼りにするナルシストになるしかない。「大人達が自分の衝 新しい自由を勝ち得

動を抑えているとも知らず、自己修養と責任が成功をもたらすという教訓をも学ばず、善悪の区別についてさえ明

事、 確な認識を持てない環境に追い込まれた子ども達が、どうしたら成熟した大人になどなれるのか。」(『ヨ) にはわずか九%であった片親家庭は、二〇一一年には二六%まで跳ね上がってしまった。片親家庭は親が一人で仕 すなわち、離婚や非嫡出子が増えるということは、 近所付き合い、子どもの世話等、すべてを熟さねばならず、自分自身の事を一切後回しにしたとして 必然的に片親家庭が増加するということである。一九六〇年

家庭の事よりも自分のことを優先に考えて何でも自由にしたいとなれば、

簡単に機能不全家庭が増加することは想

子どものすべてに目が行き届くということは難しくなる。その上、時代の風潮も相まって、親だって子どもや(5)

みじめさを、子どもたちに隠し切れなくなってしまうからである。(8) まくいかなくなると、子どもは親の二倍の重荷を背負わされる。大切なものを失うことの苦しみ、怒りを克服しな よる貧困状態と、捨てられたという心の傷は、そう簡単に癒やされるものではない。他方で、(エ) ければならないばかりか、 や非嫡を生むということにならざるを得なかった母親はさらに大きな問題を抱えている。収入が少なくなることに そして、離婚や非嫡を自分の自己決定によって行った者はまだしも、相手に裏切られ捨てられた結果として離婚 同時に親の心配までしなければならなくなる。 破局を迎えた親たちは、 両親の結婚生活がう 自分の無力さ

つと考えられている。 を増す可能性のある子どもの問題行動の方に過敏になってしまう。 るからである。例えば、親は子どもの思いやりのある行動に気がついてそれを褒めてやるよりも、自らのストレス どもよりも自分のことを優先に考えてしまい、子どもの状況を積極的に理解し、冷静に対処することが出来なくな その上、 家庭崩壊・貧困の蔓延はネグレクトとまではいえなくとも、一般に児童虐待を誘発する大きな要因の一 家庭崩壊・貧困は、 何よりも親自身に多大なストレスをもたらすために、どうしても親は子 親自身、 心のゆとりがあまりになくなってお

り、 でに自分の権威や自尊心が傷つけられており、そのうえ子どもに反抗されると、ますます傷ついてしまうからであ すぐに従わないと子どもに手をあげてしまうこともある。 子どもと話し合ったり、 工夫を凝らしたり、 面倒な説得を試みることがとても難しい。そこで親は命令を下 親は子どもとは何の関係もない他の問題によってす

る。

向性や自信やプライドをもつことが出来ない。本来「家庭」から与えられるべき「無償の愛情」を求めて誰彼構に れた」という強い怒りを心の奥底に秘めたまま思春期に突入した子ども達は、一人になることに怯え、 になっている一握りの年長の子どもを除けば、 に渡って影響があることを発見している。子どもにとって両親は、ワンセットになって自分を守ってくれる、 名な離婚家庭調査では、 婚した後も、 家族関係の終焉は、 るに等しい。それゆえ、暴力が公然と振るわれる家庭に育ち、一方の親とともに自身が他方の親からの暴力の犠牲 らも自分の世界に欠くことのできない存在である。 は親の離婚について、どのように感じているのであろうか。心理学者であるジュディス・ウォラースタインらの著 また、 自らの預かり知らぬところで「両親が揃って自分を保護してくれていた家庭」を突然奪われ、「両親に捨てら 離婚や非嫡を自己決定によって行った親は自分の選択に満足しているかもしれないが、果たして子ども達 両親が思い直して再び一緒になってくれるかもしれないと本気で夢見ていることも少なくない。そし (31) 片親の死亡に比べれば相対的である。子どものなかには両親が離婚しそれぞれが他の誰かと再 両親が離婚するというただそれだけの事実に子ども達が心理的にひどく傷つけられ、 両親の離婚を心から願う子どもは極めて少ない。まして離婚という その両親が分かれるということは、 自らの世界が真二つに裂け 進む

成年に達すれば、一人で

はいたくないので同棲はするものの、

傷ついた空虚な心を麻痺させる為にドラッグやアルコールを濫用する。(3)

親密な関係を恐れてなかなか結婚には踏み切れない者も多い。

必要であり、このような安定し長期継続する家庭が多様化や自由の名の下に、アメリカでは確実に減ってきている 密な人間関係なんて維持できるはずがない」という価値観を両親から身を持って学んでしまったからである なるのではないか、自分を殴るのではないか」という心配のない安心できる家庭が子どもの健全な生育には何 それゆえ、子どもを中心に愛情と関心をもって子どもの信頼に答えられる安定した家庭、 「明日には親は

ことに懸念を感じざるを得ないのである。

が生じてしまったのである。そのため、法は家族の力を補強し、 どもたちを街にあふれださせた。本来親に保護されるべき子ども達の為には、国が親代わりとなって世話する必要 半のアメリカにおける急激な産業化と都市化は、大量の移民の流入と合わさって、家族という寄る辺を持たない子 「子どもの権利」という名で呼んだのである。 に代わるものとして呼びだされ、この場合の子どもに与えられる「利益」(客観的ニーズの充足) 子どもの権利概念の登場もまた、家族の崩壊現象とは切っても切れない縁で生じてきたものである。 補充的に「緊急かつやむをえない」場合に の事を、 九 世紀後

間 ミーの主体であり自己決定権を有しているという「子どもの権利運動」へと繋がっていき、そのことが親子 に囚われない多様化の波と上下関係(権威)に対する疑惑の目であった。そして、子どもも大人と同じオートノ るのである。 の人間関係を個人に分解することによって、現実にはそこでの教育機能をいよいよ衰弱させていくのであるがの人間関係を個人に分解することによって、現実にはそこでの教育機能をいよいよ衰弱させていくのであるが しかしその後、時代が下り、一九六○年代以降のさらなる家族の崩壊の危機とともに生じてきたのは、 児童虐待の場面においては、子どもに自己決定させるというオートノミーの権利が問題となることはほ しかしこの「利益」は果たして「権利」と読み替えても違いはないものであろうか。 むしろかつての子どもの権利(子どもに与えられる「利益」(客観的ニーズの充足))が問題となってい

あるからである

例えば、子どもの監護権に関して、ゴールトシュティン博士らは、

法との関係について、「裁判官が決定しなければならず、

また決定することが出来るの

は誰

が

護す

州の専門家

(裁判所や福祉行政機関)、

をもち直させ、子どもを虐待から救うべきという要請があるのと同時に、 あっても、 る事はほとんどない。 るのは、 救うという要請のみ脚光が当てられがちであるが、社会全体からすれば、 口を出すべきではないという従来からの要請もまた尊重する必要がある。 親密な関係を壊すだけの行為となってしまうのである。虐待のように子どもに明らかに不利益となっている場合で 自らの価値観を形成していく。 でもある。成人していない子どもは親と共に暮らし、 |利]| という形で、子どもが親の不履行を裁判で争ったり、国に訴えたりすることは、非現実的であると同時 権利」とは孤立した個人を基礎にして成立した概念であり、さらには国家における法体系と直接繋がる法概念 現在においても従来同様に家庭であり、子どものために家庭を保護することもまた法制度の重要な役割で 機能不全を起こした家庭には社会や国が子どもの最低限守られるべき利益を判断し介入して家庭の機能 親子の利益は親密な関係の上に構築された、相互依存的なものである。 親の側も子どもの事を第一に考えているとは言え、 価値観から生活習慣まで全てに渡って親の影響を受けつつ、 子どもを養育することで社会を支えてい なぜならば、昨今では子どもを虐待から 健全な家庭に対しては社会や国は過剰 親のエゴが全くない子育てをす それゆえ「子どもの

13 族 は複雑微妙な性格をもっているので、 るかということであって、 . は離れたところから統御することは出来ない」、「裁判所・福祉行政機関及び専門家が、 の結びつきは、 複雑で壊れやすいプロセスであって、法のような粗野で非人間的な道具によって、前もってある どのようにして監護するかというのは裁判官の能力の及ばないところである。 裁判官達はそれを破壊することはできるが作り上げることは出来ない」、(29) 職務上、 他人の子どもの 親子関係

分野を指摘することで、 大人との間 親になることは不可能である。 .の関係を展開させる新たな機会をつくることに過ぎない」と述べ、専門家や法が積極的に介入出 専門家や法が積極的に介入すべき場所と自重する場所を見極め、 法が出来ることはせいぜい、 州の強権的な介入を排除して、 二つの要請のバ 一人の子どもと一人の ランスを な

取る必要性を示唆している。

応は、 きるような状況が生じていたとしても、その虐待には程度もあり、必ずしも家庭に介入することが最終的に良 が、 果をもたらすとは限らないのである。 一人で暮らしていけないのみならず、 犯罪という視点に立てば、通常は加害者と被害者を離してしまうことが解決策であり予防策でもあることが多い 児童虐待問題 非常に難しいものとなっている。 の場合には、 家庭と子どもとの関係が親密で、 子ども達は心理的にも実の親を欲している場合が多い。 そのような意味からも、 虐待の発見及び虐待解決のための家庭へ 家庭から引き離された子どもは物理 般に虐待と認識 的にもたった の法的 な対 結

らは親 援者が存在する。 活に目を向け 親にとっても周囲との 関係を保障しない 子どもにとって最も必要なのは の性格、 れば、 生活環境、 のである。それはゴールトシュティン博士らが述べている本質ともピタリと一致する。 彼らは権利と義務という形で結びついている訳ではない 実は親の背後には親の両親、 〈関係〉 過去の経験等を、 は非常に大事である。 〈関係〉 であって、 長期に渡る人間関係を経て非常によく理解しており、 親せき、友人、 親権者である親は本当に単独で子育てをしうるのか。 「権利」の名の下で孤立化された 教会、近隣、 Ļ 国家による支援と最も違う点は、 地域社会等、 〈利益〉 実に数多くの隠 ではない。 個 別 の悩 百 日常生 権 ħ 様 た支 利は 彼

ニーズに具体的に手を差し伸べることが出来るという点である。

法は社会におけるルー

ルであって、

万が一に備え懐疑的な目を持って法的な対策をたてること、

被害を受けてい

180

際に我々の日常生活には る者がい 人間の有機的関係をそれ自体として取り扱う枠組みを持っていないという事実」である。その点に着目し(3) れば権利を与えようとすることは、常に法律の分野では行われてきたことである。 〈人間関係〉が不可欠なものとして存在しているにも関わらず、「個人を出発点とする近 しかし問題なのは、 実

# 三 児童虐待防止法制度

児童虐待防止法制度について以下に検討をしていこう。

ある。そこで、親をただ罰するのではなく、虐待の原因を突き止め、 ことは、子ども自身もその兄弟も監護者や家庭生活自体を失ってしまうことを意味する。 来の刑よりも軽く扱われてしまったり、刑事手続きは証明の程度も厳しく、(38) ができるので、それぞれの部分における問題点について、検討してみたい。 き」と呼ぶ。児童保護手続きを大きく分けると、(1) 定義と通告、(2) 調査と裁判、(3) 処遇に分類すること(38) て家庭を保護しつつ虐待が再び起こらないようにすることが、一番の防止策である。その手続きを「児童保護手続 るだけであれば、出所して家庭に戻った親は再び虐待を始めることになり、虐待を防止することにはならないので 何故なら、アメリカの刑事裁判には司法取引という制度があるために、例え実際に虐待を行った親であっても本 アメリカにおける児童虐待防止法制度は、 刑罰を科す刑事手続きよりも、 福祉的なサービスや治療のプログラムによっ 民事の児童保護手続きが主流である。 例え証明出来たとしても親を投獄する しかも親を刑務所に入れ

## (1) 定義と通告

そもそも何を持って児童虐待というべきかは非常に難しい問題である。 アメリカにおいては、 一九六〇年代に殴

0

とは山ほどある。また、親が子どもを愛情表現で抱きしめたり、小さい子と一緒に入浴することも、 か否か、 とをした時に体罰を加えることは身体的虐待と捉えるのか否か、親が突然仕事を解雇されて収入がなくなり、 的に友人や身内の家に転がり込んで引っ越しを繰り返すような で規定することは不可能である。 現在では主にこの る親がいるということが明らかになると、「性的虐待」もまた児童虐待の一つとしてカウントされることとなり、 いということで「心理的虐待」として考えられるようになった。 0 有無によって性的虐待となったりならなかったりするからである。 類型として分類されることになり、 目に見える傷が存在しない心理的虐待の客観的な基準など存在しないのではないかなど、 四 <sup>□</sup>つが虐待の類型として分類分けがなされている。 日常生活にはあまりに多くの事柄が含まれており、 さらに言葉によって日々心を傷つけられることも身体的な傷と代わ 「ホームレ そして一九八○年代になり子どもに性的行為をす しかし、 スに近い」状況をネグレクトと捉えるの より具体的に何が虐待行為かを法律 さらに子どもが非常に悪い 判断が難しいこ 親の性 的意図 りは 一時

る親、 しようとする親など、 反面、 子どもの年齢を考慮出来ずに日常生活の全てを子ども自身にやらせようとしたり、 上記の四分類に当てはまらなくても、 虐待と思われる事例も多く存在する。 子どもを愛していない親、 子どもの利益よりも自分の 逆に全てをコント 利益を優先す 口 1 ル

義づけることは、 的に家庭内という他人ではない "児童虐待の定義" という本を執筆したジョヴァンノニとベセーラは次のように論を展開する。 子ども・親・社会のすべてに対して多大な影響を与える行為である。 人間関係のもとで起こるがゆえに、 国の政策としてはっきりと児童虐待 例えば、子どもにとっては 児童虐待は基本 容を定

目を浴

びることとなったが、

る・

蹴るといった「身体的虐待」の痕跡を小児科の医師が公にしたことで児童虐待という現象が全米中の注

一九七〇年代には親として子どもの世話をしていない育児放棄も「ネグレクト」という虐待

いへと遡る必要があると論じている。 虐待の範囲があまりに狭く解されれば、 しかねなくなってしまう。そこに、虐待を定義することの難しさがあるのである。 平に虐待の定義に組み込まなければ、 役割を考えあわせると、「現在の私達の社会が子育てに関して『最低限』期待するものは何か」という根本的 える子ども達を親が適切に監護・教育をして立派な社会人にしてくれなければ困るが、反面、「虐待」というキー 力が家庭内に侵入してくるのみならず、永久に自らの子どもまで失いかねない。 ワードによって社会が一から十まで子育てに関して親を監視し口を出すことで、 「家族」という重要な構成要素が解体してしまっても困るのである。 虐待を認定された場合に親と子に降りかかる重大な不利益と社会の重要な構成要素の一つとしての家族 親にとっては、 虐待の定義があまりに曖昧で広く定義されることになれば、 (社会による家族への無用な介入を多発させ)健全な家族生活の存続すら危うく 同時に、 身体の安全及び将来の成長を脅かされるだけでなく、 人種·宗教·社会的 ・経済的な多様性がもたらす多元的 その結果として、虐待を定義づけることの本 社会にとっては、将来の社会を支 現に社会を根底から支えてい ささいなことで国家権 命すら危なくなって な価値を公 な問

指定された公的機関に連絡を入れるように義務づけ、 業務において虐待を発見しやすい専門家に対しては、 電話できる通告体制を整え、さらに医療従事者、 が行われてい での不信感を募らせてしまった。 ところで、 アメリカでは児童虐待を防止するために真っ先につくられた法律が通告法である。(4) るか分からない…何とか隠れている虐待すべてを白日のもとに晒そうとして、 親が子どもに恣意的に暴力を振るうなどかつてなかった事態に、 親は信用出来ない、家庭という公には伺い知れない閉ざされた扉の向こうでは 精神保健従事者、 もし通告が間違っていたとしても法的責任は問われないとい 虐待かもしれないと思われるケースに遭遇した場合には 社会福祉職員、 社会は親・家庭に対して過剰なま 教育従事者、 無料で誰からも 法執行官など日常 児童虐待が 表面 化

决<sup>4</sup> (4) 業の場合には免許停止や剥奪等の行政責任という厳しい罰則が存在している。 う免責規定と、 におい ては、 逆に通告しなかった場合には懲役や罰金等の刑事責任、 医師と病院には虐待の診断及び通告をする義務がある以上、 損害が生じた場合の民事責任、 医師が過失によって虐待 その上「ランデロス対フラッド 0 事 子実を認 制 0 判

識

出来ずに通告を行えなかった場合でさえ、

その医師や病院の責任を問える、

と判示した。

ろうか。そんなことをすれば依頼人に解任されることは目に見えているからである。((生) を果たすの む訳ではない 通告することは、 信 人との関係が親密である。 イスにも耳を貸さなくなり、 なってしまうだろう。 顔をしながら、 もよく聞かれる。 頼関係というよりは、 しかし、 少なくともセラピスト、 が Ļ 原則なのである。 裏で公的機関に対して虐待の恐れありとの密告をしているとなれば、患者は治療者を信頼 宗教的倫 なにより治療自体が患者との信頼関係の上に成り立っている。表において患者を助 例えば、 それどころか、 職業自体の性質による。 弁護士は依頼人の法的な代理人として依頼人の意向に従い、 セラピストは通常の医者とは違って、 |理及び宗教的活動の妨害に抵触するからである。 治療者から足が遠のいてしまう事態にもなりかねない。 それにも関わらず、 弁護士、 治療に必要な現状について正直に答えることもしなくなり、 聖職者に関しては、 すなわち、 依頼人の意思に明らかに反する虐待の密告をさせてもよい 懺悔をしてきた者の話を公的機関といえどもそのまま 通告を強制されること自体が問題であるとの議論 レントゲン写真などの客観的な虐待 聖職 同様に、 依頼人の手足となって依 者の場合には、 弁護士もまた、 治療者の の証 ける治 相手との たをつ 療者 しなく のだ 依 F バ

囲を曖 面 逆に通 メリカでは各州におい 、昧で広範囲にしてきており、 !告しなければ刑罰や資格剥奪すら課せられかねない て内容的に多少の違いを残しながらも、 通告した者は、 通告した結果何が起ころうとも一 状況になっている。 どの州の通告法においても通告すべ それゆえ、 切の法的責任を 虐待の 可 き虐待 能 わ 性 n がどれ な 0 反 範

ほど小さくとも、通告せざるを得ない事態になってしまうのである。<sup>(盤)</sup>

## (2) 調査と裁判

る。51 持 の福祉政策の予算も膨大になるという単純な事実に全く気が付いていなかった。児童虐待防止法制度に高 ば増えるほど、それを調査し、 ても、 府 高 たのは尋常とは言えない。 とは仕方のないことだった。しかし、 一九九〇年に二五〇万件、 61 0 が虐待通告制 て、 現状は、本当に深刻な虐待を受けている子ども達を逆に危険にさらしているのではないかとの懸念を表明す 一九六〇年代にはわずか数百件であった虐待通告件数が、たったの五〇年間で三四〇万件にまで膨れ さまざまな論文を執筆してきたダグラス・ベシャロフは、 虐待の可能性さえあれば通告をしなければならないと義務づけている以上、 度の構築の為に巨額の予算を投じると、 それだけでなく、 二〇〇〇年には三〇〇万件、最新の二〇一一年には三四〇万件と、 起訴し、処遇を行う児童保護機関の負担が増大することや、 年間せいぜい数千件程度と思われていた虐待件数は、 一九七〇年代以降の連邦を主体とした通告法制度は、 鰻上りに上昇した。一九八○年には 最終的に虐待とは認定され 通告以降にかか 通告件数が上昇するこ 一〇〇万件を突破 一九七〇年代に連邦政 ない 暗数を考慮したとし ・通告が 通告数が あまりに ・関心を 。 る 一 き増えれ 上が 連

れた人的物的資源を圧倒し、 通告の件数は児童保護機関の機能の許容量を大幅に超えてい 0 可能性であっても、 寸 証されない通告の割合が高いとしても、 通告させて調査することが必要であるとの考えも聞かれる。 また例え最終的には立証されない事例であったとしても、 虐待されている子どもを見つけ出すためには、 る。 あまりに多い通告件数は、 しかし、 ただ一人の虐待された子 最近の立証され 児童保 ほ h 、護機 0) 少 関 ĺ 0 虐待

険すらある事例に対して、 ただでさえ限られた資源を実際には虐待などない家族への調査にあてることで、現実にひどい虐待の中で命の危 どもを見過ごすことを恐れた児童保護機関では、 即座に効果的な対応ができなくなる事態が増えてしまっているのである。」 いつまでも広範囲にわたって調査を続けている。このように、

として親達が繰り返しテレビに映し出された。しかし、 子どもの敵であるとさえみなされていた。ところが、(53) ず、児童保護機関に身辺をあれこれと調査され、 現在でも約四分の一である。残りの四分の三は、 告件数三四〇万件(子ども数六二〇万人)のうち、 のである の職員は十分な証拠もないのに虐待があったと結論づけたという観点に立ち、 保護機関 られた親達からの反論と、ひどい怪我を負わされた重度の虐待の事例に対するマスコミ報道が世間を騒がせ、 れ裁判を経て最終的に児童虐待があったと認定された子どもは六八万人(認定されなかった子どもは二四〇万人)と 一九八○年代の半ばまでは児童保護機関の権威は高く、 さらに前述した定義の曖昧さと罰則と免責は、 デシャニー対ウィネバゴ判決の事例のように、子どもを守るために家庭に十分介入しなかったとも批判された(タイ) の風当たりは強くなる一方となった。 裁判に振り回されたことになるのである。一九六〇年代半ばから 親の反論を継続的にレポートする番組も現れ、 刑事事件でいうところの冤罪事件を多発させた。二〇一一 裁判所において虐待と認定される家族ではなかったにも関わ 児童保護機関が調査に入ったのはその六割の二百万件、 一九八〇年代以降になると、 同時に他の番組においては、 公然と児童保護機関と対立した人間は、 児童保護機関の過剰な攻撃の犠牲者 児童虐待という無実の罪を被せ 通告を受けていたにも そのままイ 児童虐待保 年の 、護機 関 コ 児童 1 関 ル

起こすようになった。 その上マスコミでの そのなかには、 反論に留まらず、 親権が侵害され、 親達は自分達の無実を証明する為に、 妥当な理由もなしに子どもを奪われたと訴えた親達が勝訴 児童保護機関を相 手取 って、 裁判を

べきと考える人々が、 する事例もあり、 児童保護機関の活動は深刻な虐待が発生している家庭に限り、その場合にも広範囲で明確な証拠を要件とす さらには、 児童虐待防止法に対する被害者連合(VOCAL)を設立した。 児童保護機関の活動は家庭生活にあまりに介入しすぎていると感じている 部の

手が回らなくなっているのでは、との批判もなされている。(56) 児童保護機関にとっての存在意義ともいうべき、 的に調査をすることに躍起になったと言われる。 めに、子ども達の為というよりも自分達の活動を正当化し責任を逃れるために、可能な限り多くの情報を集め徹底 しかしその結果、児童保護機関は、不用意にマスコミから叩かれたりしないように、 虐待の防止、 その結果、 虐待の調査がしっかりと行われるようになった反面 親や子どもへの処遇という最も大事な活動には全く 親からの訴訟に対抗するた

をもっている。それは、虐待と疑われた家族にとっては事実上の脅威となり、 機関には調査の後、 訳ではないはずである。現実にも裁判所の裁定を経ることなく、家族にある種の強制的な介入をすることによっ て、児童保護機関もまた個人の自由や人権を侵害する危険性が存在することにも目を向けるべきである。児童保護 「同意」を引き出してしまう。 他方で、 児童保護機関も、子どもや親を助けたいという善意に発した情熱を免罪符として、 児童保護手続きへと進めるか、それとも裁判にはしないで他の方法をとるか決定する法的権限 例えば、虐待ありとして通告された人々は経済的に貧しく、 家族から心にもない「自発性」 社会的に弱い立場にい 何をしても許される や

うかもしれない。

彼らは児童保護機関の権限を過大評価し、

介入されることを簡単に許してしまう。なぜなら、児童保護機関からの要求を拒絶すれば、 る人も多い。彼らは児童保護機関の脅威に恐れをなし、裁判所に訴えられることを恐れて、

裁判所に訴えられる可能性も高くなるし、身に覚えのない虐待家庭というレッテルを張られてしま

裁判所に訴えられたら即、

子どもを取られてしまうと

非協力的

な問題ある家

家族のプライバシーに

のである。 (57) 経ることなく」交わされた取り決めは、親や子どもの法的保護を保障する機会を提供することもなければ、 な」同意は、 子どもを奪われて里親や施設へと措置される提案さえ、「自発的に」「黙々と」従わざるを得ない。この 思い込んでおり、 児童保護機関の幻の権威に怯え、裁判沙汰になることを恐れて、彼らは様々なサービスを受け入れ、 外側から見れば、 自分達にも児童保護機関の不当性について裁判所に訴える権利があることなど全く知らないので 法的には完全に有効な同意である。この種の「自発的」に、 かつ「裁判所の裁定を 自 自分の 熱心す [発的

遇段階に至っては、 がら、実際には自分達を脅迫したに等しいと思うだろう。このような児童保護機関と親との信頼関係の喪失は、 ましてや、このような目にあった親は、 ぎるあまり勇み足をしかねない児童保護機関やソーシャルワー 親へどのようなサービスを課そうとも、 児童保護機関が表向きは家族へのサービスを提供するような素振りをしな 決して治療の実の上がらない結果をもたらしてしまう カーを適切に抑制する機能も持ち合わせてい 処

再統合をすること」 が、そもそもの最終目標となるべき「児童の保護・子の危険を除去する為のサービス提供により家族を維持したり がついて、虐待の有無や処遇を決定するのである。 まで対立当事者的な裁判構造をとっている。 そして、虐待を認定し、処遇を決定するのは裁判所の役割である。しかしアメリカにおいては虐待事例 対決姿勢をとらせたり、手続きの長期化が避けられなくなるからである が難しくなると指摘されてい すなわち、 る。 この構造は憲法上の裁判を受ける権利を保障することにはなる なぜなら、 検事が児童虐待の訴追をし、 対立当事者構造は親子間に極度の緊張をもたら 親と子どもには別 E お 1 7

#### (3) 処遇

てきたこの伝統的な介入方法には、 までの間まで、里親に預けられることもある。しかし、アメリカにおいてはあまりに当然と考えられ、長年とられ で更生する間、 な場合だけでなく、 が望ましいという視点から、アメリカでは里親制度が多く活用されている。そしてこの里親家庭には、 親から引き離さなければならないかを検討する必要が生じる。その場合にも、 子どもが虐待されていると推測され、しかも放っておけば虐待が高じて子どもの命さえ危ないと判断される場合 通告を受けた児童保護機関は、 さらには結局親が立ち直ることが出来ずに親権剥奪されて子どもが新たに養子縁組したり独立する 虐待があったかという認定及び処遇決定という裁判の間、 深刻な問題が存在するという指摘がある。 再度の虐待を防ぐためにも、子どもの治療や心身の安全のためにも、 子どもには出来る限り家庭的 時には処遇によって親がある程度ま 緊急 『な環境 時

を形成させることで、子どもは人格を発達させていく。親を加害者として即分離することは、子どもにとって物理(®) る」。親子の物理的一体性が情緒的交流を促進し、 験を受けた場合、 て里親に託された子どもは、不安・喪失感・悲嘆・抑うつの反応を呈することが少なくない。このような情緒的 は、子どもの初期の愛着形成や日常的な経験を遮ってしまうからである。虐待を受けた家族であっても、 を家庭から分離して措置するという方法は、 それ自体、 例えば、 子どもに対して心理社会面での悪影響のリスクが存在すると明言し、次のように述べている。「子ども 心理学者であるケリー・ドラチは、 子どもの発達の重要な節目を自力で乗り越える機会を妨げたり、 それ自体が心理的・社会的悪影響の危険因子になりかねない。 虐待を受けた子どもであっても、 その時間的な蓄積の中で愛着関係・信頼感・自尊心というも 子どもを家庭から分離することは ゆがめたりする可 能 分離され 性が あ

的に親を失い、

引っ越しや転校をすることで親しい友人を失うのみならず、子どもから心理的に甘えることのでき

危険が大きいことを強調してい

る対象を無理矢理奪ってしまうことになるのである 児童精神科医であるキャサリン・マーフィーもまた、虐待とみればすぐに子どもを家庭外へと措置してしまうこ

応を を強く否定するという事態を招いている」と主張する。このように、 る。 されていること、 な距離が離れて行ってしまうことを懸念する。 虐待を二度と起こさせないように改善を行っていかなければならないのに、 という措置の背景には もを家庭外に措置することによって親子を分離することは、この関係を『破壊』することに他ならない。 れまでの家庭介入へのあり方に疑問を唱える一人である。「子どもの虐待とは、 家庭外で生活した過去を持っているという研究結果から、 その結果、 [処遇的] などといえるのであろうか。実際、 家庭崩壊は止むことなく、 子どもと家族を分離することは有益であるよりもむしろ逆に有害であり、 『分離は親子の葛藤を癒してくれるに違いない』という素朴な期待と思いつきが存在してい 逆に強調されていくという事態が発生しているのである。このような対 また虐待する親の六○%が子どもの頃に裁判に関わったことが 親子分離の結果、 家庭外処遇というサイクルは結局解決せずに繰り返 親子関係の修復にあっては親子を一緒にして 分離された親の多くが、 分離することでますます親子の心理 親子関係の 従来からの介入方法は 『葛藤』である。 自分が虐待したこと 親子分離

シー だけで満足するようなものだ」という彼女の直観は、 にいるのだろうか」と、 力にまみれてきた家系の行動様式を、 そして、 リソンは疑問を隠さない。「まるで集中治療を必要とする子どもや家族に対して、 虐待者への処遇に関しても問題が指摘されてい 長年里親として活躍し、 子育て研修や夫婦向けの マサチュ 面白いほど真実をついている。 る。「何世代にもわたって貧困や近親姦、 ] セッツ州最優秀里親にも選ばれたことがあるキ カウンセリングで変えられると信じている人が本当 現在、 バンドエイド 虐待者にも、 薬物 依 虐待を受 存 :や暴 げ

法、 理論と経験に照らして、 療者の誰もが共通して用いることのできる共通のアプローチは見いだせず、治療者は自らが拠って立つさまざまな に関わる治療者、 ウンセリングである。 けた子どもに対しても、 行動修正療法、 ソーシャルワーカー、 薬物療法、 もちろん、 独自の治療行為を行なっているにすぎないのである(8) 虐待防止の為になされている処遇の多くは、 催眠療法、 その内容はというと、 カウンセラーの数も増加してきている。 親への教育を指向とする療法等、 個人療法、 集団療法、 一言で言えば、 さまざまな理論や方法が 夫婦療法、 けれども、 一般的な研修や夫婦向 精神分析療法 臨床に関わっている治 けの 認知療 力

は、 とるのかを我々が学ぶのは、子ども時代の日常生活がスタートである。我々はそこで話し言葉を覚え他人との会話 けっして珍しいことではないのであり、そのような親達にマニュアル的な子どもの育て方講座を受けさせるだけで ような育て方は絶対にしないと誓ったのに、 自然と学習したものを基本として人生を生きていくのである。 が出来るようになるのと同様に、対人関係のやり方を学び、人間はどのように遇し合うのかを学習する。こうして されたのか」についての意識的及び無意識的な記憶である。 児能力の最も基本的な源泉は、「自分はどのような子ども時代を過ごしてきたか」及び「自分はどのように世話を 間 根本的な解決にはならないのである。 .は他の動物に比べ、親に依存しなければならない子ども時代が非常に長い。そして大人が身につけている育 実際には自分がされた通りの育て方をしてしまった」というのは、 人間同士がどのように関わり合い、 虐待する親が「自分の子ども達には自分が体験した どのような態度を

#### 四検討

7 /メリ 'n の児童虐待防止法制度には、 様々な問題点が提起され、 それぞれに個別の直接的原因も指摘されてい

挫折感だけであったことを認めている。

そしてその背後にある原因としては、

法的に義務化された通告制

度、

支配

には存在

している訳では

ンフィー

は、

これまで児童虐待を防

此し、

無くそうという努力の結果が

アメリ

カにもたら

した

0)

Ú

立ち向 る。 追 起きるがために、 ゴー る。 背景事情には、 り巻く人間 同士の良好な てしまい、本来であれば子どもを虐待から救う最良の方法とは何かを関係者全員で模索すべきであったのに きにおいてまで当事者対立構造になっている為に、 定義については、 いうことは、 込み、 法律制定時 通告義務者の職業上の人間 ・ルドシュティンらが言うところの「人間関係」というキーワードが横たわっている。 なぜなら、 しかし、それらの問題点をより注視してみれば、 !かって行かなければならないことを意味する。 !関係は非常に重要であるにも関わらず、 例え虐待かもしれないという事態に遭遇しても通告できない状況も生じさせていた。 他方において、 関 人々が慣習に囚われないような個人の自由を最優先とするようなライフスタイルが 家族の 0) 目論見と実際の運用では大きな隔たりが出来てしまったのである。そもそも、 係 あまりに広範囲にせざるを得なかったし、 あらゆる虐待のパターンを定義に反映させようとしたが、そもそも虐待は親子 を築くことも出来なくなってしまったのである。このように、 崩 壊 や地域社会の衰退というような お互 「関係」を度外視して制定されたものであるがゆえに、 いに助け合う相手を失い、 児童虐待防止法制度ではあまりに考慮されて来なかったがため 弁論主義・対立構造ゆえの裁判の勝ち負けに囚わ その背景には法律がこれまであまり注意を払ってこなかった しかし残念ながら、 「人間関係の希薄化」 生活上のすべての問題、 通告義務者に対して罰則を科してまでの通告 それが出来るような強い が大きな原 現実におい ストレスというものに 通告義務者をジレンマへと 例えば、 因 今日の虐待発生の の一つとなって て人 また児童保 「関係」 人間 法律上の R 般に広がると れる弊害が ば 0) 周 か りが世 一人で りを取 関係者 0) お 61 出 7

192

プローチによるべきと提案している。(4) 子どもを育てる過程で失敗を経験した人に対する、 出来ていたとしたら虐待など起こらなかったであろう場合にも、 率直に話せる場所、 法制度においては、 と判決と懲罰を基礎とした伝統的なアプローチを指摘している。 しようとしているとマーンフィーは言うのである。 も何を最も望んでいるかを聞こうともしないで、事実上、親を無視し、 すなわち親が、平均的な人々からするとほんの少し人間的に弱く、 脅されたり罰を受けることを恐れることがない場所がどこにも確保されていないからである。 自分の子どもを傷つけた親が恐れることなく訪問できる場所、 そして現在の児童虐待防止法制度の問題を解決するためにも、 同情と信頼と励ましに基づいた懲罰的色彩を帯びない新しいア アメリカの現行法制度は、 なぜなら、 もしも誰かに多少なりとも精神的に頼ることが 拒否し、 現在のアメリカにおける児童虐待防止 脅し、 親と子どもが何が起こっ 説教することで虐待を防止 親の考えを尋ねること

に内面から自己尊重出来る、 己概念がはっきりせず、 これらは健全な親子関係・家庭環境を通してしか与えることの出来ないものである。例えば、生まれたときには自 きていく上でなくてはならないものである。 自分自身の尊さを知り、 になるにあたって必要とされる保護・教育は、子ども達にとって身体的・精神的に大人となる必要条件であるが、 子どもは身近な大人から保護・教育を受けることで、成熟した一人前の大人へと育っていく。このように一人前 自分独自の価値観は自分独自に生み出すことが出来ることを学ぶ。それが大人になった時 かけがえのない存在として親から大切に扱われ、大切に育てられることで、子ども自身が 自尊心を形成することになるのである。言うまでもなく、この自尊心は人が一生涯

きやすさ、不完全さ、 ところが通常、 虐待家庭では子どもの生まれながらの価値を認めることはなく、 依存性、 未熟さを認識することもない。 それゆえ、 虐待家庭において育った子ども達は、 子どもの自然な特質である傷つ É

を受ける利益を法的に保障することは必要不可欠なのである。

子どもが負わなけ 威者には裏切られるだろうと予測し、そのような関係を回避・用心する傾向が見られる。このように、 者像を内面化しているため、愛着形成能力が著しく損なわれてい その他の親代わりの人間関係においてひどく裏切られたことのある子ども達は、 極端に走る傾向 心がとても傷つきやすくなったり、 権威をもった人物からはまた裏切られるのではないかと予測し、 他人に依存しすぎる人間になったり、 .が見られる。それは人格的に適度のバランスが取れていない状態である。 ればならないハンデは一生ついて回る。それ 傷つくことがない状態になったり、非常に反抗的もしくは逆に完璧なよい子に 何があっても決して他人に助けを求めない ゆえ、 る。 裏切者で頼りにならず信頼できないという権 その結果、 子どもを虐待から守り、 将来の人間関係においても、 自分が好きになったり信頼 なにより、 人間になったりと、 子どもの保護 親や養育者 虐待され した権 た

せ、 b なってしまうのであって、 囲を拡大し、 実親と子どもの関係をできる限り維持する必要もある。 こそ子どもは健全に育つからである。 うキー の心を傷つける場合があることは前述した通りである。 しかしながら、その場合の利益は「権利」ではない。なぜなら、 家庭そのものを崩壊させかねない。そうなれば、 ・ワードが大変重要である。 一細なことでも国家が家庭に強引に介入しようとするならば、 本末転倒となってしまうのである。 現在、子どもの保護・教育を第 さらに、子どもの情緒関係の継続もまた子どもの発育上の利益と考えると、(6) 家庭外へと放り出される子どもの数はますます増えることに 虐待する親であってさえ、子どもを親から引き離せば子ど それにも増して、 アメリ 一義的に担ってい 子どもの利益を保障する法には カの児童虐待防止法制度では、 逆に家庭内の 子どもの幸せを願うあまりに虐待の範 るのは家族であり、 人間関係をギクシャクさ 「補充性」と この 補充

般に

常に優れていると考えて他人を見下すことしか出来ない。

ら

の存在を常に他人より劣っていると考えるか、

ていた家族の関係を壊してしまう事すらあったのである。 く、率先して家庭に介入しようとしてきたのが現実である。 ける児童保護機関の職員達が、子どもを虐待から救うという大義名分のもとで、 意味することは、 その処遇が子どもや家族のためであり、どんどん行われれば良いという錯覚を生みやすい。 性」が事実上かなり怪しいことになってしまっている。「子どもや家庭に対する福祉的処遇」という言葉からは、 親を子どもの敵として敵視した専門家や、 時には、健全な家庭まで引っ掻き回して、上手くやっ 貧しい親は子どものニーズを満たしていないと決め やむを得ない場合にだけではな しかし、それが 実際に

う悪循環に陥っている されないようにという自己保身にばかり走ることで、 したら虐待を無くしていかれるかという話し合いの場」を失わせてきた。 た親から児童保護機関への大量の訴訟は、ますます親と児童保護機関との関係を悪化させ、「信頼関係の下でどう けれども、 このような事態に対し、 親の側も「親の権利」を主張し、特に一九八〇年代以降に数多く起こってき 児童保護という本来の機能が立ち行かなくなってしまうとい 児童保護機関の側も、 親から訴訟を起こ

とを指し示している。 が子どもの真の性格を把握していることは必須であり、それには長期的・継続的 b の性格・状況によって親の側で瞬時にその対応を変えていかなければならない。それゆえ、子どもを保護する側 子どもを適切に保護 その意味するところは、生まれてから長期間、 とりわけ、子どもの側から見た場合、 ・教育するためには、 過保護にもネグレクトにもならない適度なバランスを保ち、 継続して関係を続けてきた実の親子関係がとても重要であるこ 自然になついて甘えられる実の親は非常に貴重な存在 • 親密な関係が要求されるのであ その子ど

である。

関係は子どもの保護・教育を受ける利益のためには非常に重要であり、

マーンフィーの言うところの「子どもを救うためには家族を救うべき」という思想的基

家族

礎には

実

の親子

出来る限り切り捨てるべきではない

発育上の利益という点からこそ、 を救うことこそが本当の意味での虐待防止に繋がるという考え方がある。 安易に家族への介入や里親、 養子縁組に依存しすぎないことが大切と考えるべき 親の権利という視点ではなく、

### 五 むすび

なのである。

して、 に依存しなくてもよいのではないかという見解もある。しかし、法学者であるブルース・ヘイフェンは、家族に対 化ゆえに子どもにとって安心出来る場ではなく上手く機能していない場合が多いのであれば、 育を伸ばすことが出来る適切な場があれば構わないかもしれないが、そもそも、 ている。 る両親が、その子に適した方法で世話をしつつ育てていく従来のやり方以上に、子どものニーズを最適に満たせ 「子どもの権利」 成熟した大人へと育て上げる機関は他には存在しないのである。愛情深く、子どもの性格まで詳細 社会を支える重要な構成要素としてはもはや期待されなくなっている社会的風潮を子どもの視点から危惧し 家族が崩壊しつつあるから仕方がない、あきらめよう、ではすまされない。もし家庭以外で子ども達の発 ゃ 「家族の多様化」は、 一見したところでは大変魅力的な言葉である。 家庭以上に適切に子どもを養育 そしてその家庭が多様 もはや子育てを家庭

ない。 例え無実の家庭が虐待関連の裁判に巻き込まれても仕方がない、 が、 法制 その点からすると、「虐待されている子どもを一人でも多く発見し保護することを最優先とするために、① しかし他方で、子ども側にも出来る限り実の家庭で保護・教育を受ける利益がある点は考慮しなけ 度の視点からすれば、 あまりにひどい虐待の場合には実の家庭であっても子どもを置いておくことは出 ②実の親がダメであれば、 里子に出したり養子縁 'n

る方法はないからである。

に潜む根本思想自体が、 組させたりして、子どもには代わりの家庭を提供してやれば問題ない」という現行のアメリカ児童虐待防止法制 無実の家庭まで崩壊させ、 虐待とは無縁であった数多くの子どもの保護・教育を受ける利

益を侵害しているのではないかという疑いが生じてくるのである。

代法の今後の役割となってくるのではないだろうか。 その他の継続的な人間 はなく、 ある。そして何より、「子どもと法」という領域すべてにおいて、法的な「権利」さえ与えれば良いという視点で 身の発育的視点を忘れずに、子どもは継続的で安定した親子関係を必要としていることを理解することは、 取り巻く人間関係に配慮すること、子どもを虐待から救うことは実親から離せば終わりではないこと、子どもの心 日本においても虐待問題への取り組みが始まっている。児童虐待防止法制度の構築にあたっては、常に関係者を 家族の崩壊を食い止め、法が簡単に創り出すことが出来ない親子関係、 「関係」をいかにバックアップすることが出来るのか、ということが個人を出発点とする近 地域社会、 親戚関係、 友人関係

この本質について考えることが本論文の次の課題となる。

関係

- (—) Henry Kempe et al., The Battered-Child Syndrome, 181 J.A.M.A. 17–24 (1962)
- 2 U.S. Department of Health and Human Services, Child Bureau, Child Maltreatment 2011,6
- (∞) Id. at 20
- (4) Id. at 56
- 5 厚生労働省の公表資料による。ただし、虐待死数は四月から三月までを一年間として計算している
- 6 森田明『未成年者保護法と現代社会―保護と自律のあいだ― [第二版]』(有斐閣、二〇〇八年) 一五四頁。

- 7 Institute for American Value, The National Marriage Project, The State of our Unions 2012, 63 (2012)
- 8 Id. at 70
- 10 9 Id. at 77.
- Id. at 94
- 12 11 Geoffrey Holtz, Welcome to the Jungle, 188-189 (1995) 池谷和子『アメリカ児童虐待防止法制度の研究』(樹芸書房、二〇〇九年)七四頁以下。
- 13 Id. at 25–26
- $\widehat{14}$ Institute for American Value, supra note7 at 90

バーバラ・ホワイトヘッドは、片親家庭では貧困、

15

庭に比べて様々な問題が起こりやすいことを指摘している。Barbara Whitehead, Single-Parent Families Are Harmful 10-11, in

情緒障害、

高校中退、

十代の妊娠、

薬物乱用、

問題行動等、二親揃った家

- Single-Parent Families (Karin Swisher eds. 1997)
- 16 内 白人の六割、黒人の八割は子どもの父親から何らの金銭援助をしてもらえていない事を明らかにしている。 Id. at 24-25. アメリカではシングルマザーの半分が貧困線以下の生活をしており、 一九八二年の調査では、 シングルマザーの
- 17 Judith Wallerstein et al., Second Chances, 6 (1989)
- 19 18 マリー・ウィン『子ども時代を失った子どもたち』(サイマル出版会、一九八四年)一六八頁
- 前掲注11 池谷五〇-五一頁
- 20 Judith Wallerstein et al., Surviving The Breakup (1980)
- 21 Judith Wallerstein et al., Supra note 17 at 14
- 22 Id. at 148-149
- 23 Id. at 153-154
- 24 ジュディス・ウォラースタイン他『それでも僕らは生きていく』(php研究所、二〇〇一年)八二頁。

198

37

- (25) 前掲注6森田一〇二頁。
- (26) 前掲注6森田一○三頁
- (27) 前掲注6森田一三三一三四頁
- (2) Joseph Goldstein et al., Beyond the Best Interests of the Child, 49–50(1973)
- (31) Id. at 115.
- (\(\text{\pi}\)) Id. at 114.

子どもにとって親は、誰よりも特別な存在であって、他の大人と簡単に変更が効くような単なる世話係ではないのである。

(34) 前掲注6森田二八九-二九○頁

33 32

前掲注6森田

一五二頁

- 35 犯罪として罰するという刑事手続きとは根本思想から異なっている。 児童保護手続きは、児童保護機関が裁判所の監督を受けつつ、子どもを保護し、 親を更生させるのが原則であり、 親の行為を
- 36 Howard Davidson, The Courts and Child Maltreatment 494, in The Battered Child (Mary Helfer et al. eds., 5th ed. 1997)

Cynthia Crosson-Tower, Understanding Child Abuse and Neglect, 253 (1989).

- 38 Child Protective Proceedings と呼ばれる手続きである。児童保護機関が、一般や専門家から虐待の可能性ありとして通告を
- 受け、調査をして裁判所に申し立てる。裁判所が虐待の認定と処遇内容を決定し、児童保護機関が実際に親と子に処遇を実施す る。最終的な第一目標は家族の更生であるが、不可能な場合には、親権を剥奪し、子どもを養子に出す事になる。日本の親権喪失

制度と違い親権の「剥奪」であるので、親権の復活はない。

39 ことで子どもにも悪影響がでることや、親が薬物やアルコールを子どもに摂取さえる等)も類型の一つとして挙げられている場合 連れて行かない)や「教育上のネグレクト」(学校に行かせない)「薬物乱用(Substance Abuse)」(親が妊娠中に薬物を摂取する 最近ではこの四分類(Physical Abuse, Neglect, Emotional Abuse, Sexual Abuse)に加えて、「医療上のネグレクト」(医者に

- 40 Jeanne Giovannoni and Rosina Becera, Defining Child Abuse, 2-5 (1979)
- 41 Monrad Paulsen, Child Abuse Reporting Laws: The Shape of the Legislation, 67 Columbia Law Review 1 (1967)

一九六三年から一九六七年までのたったの五年間で、すべての州とコロンビア自治区では通告法を制定するに至っている。

- 42 Henry Pervall. ed., Reporting Child Abuse and Neglect, 1-56 (2011)
- 43 Id. at 197-238
- 44 場合にも、医師や病院に法的責任を問えると判断した(Landeros v. Flood)。 出来なかった。その結果、一九七一年七月一日に別の病院で虐待と診断されるまで、母親とその愛人に再び虐待されることになっ があったと思われる症状があったにも関わらず、診断によって頭蓋骨骨折を発見することも、 てしまったのである。カリフォルニア州最高裁は、下級審での判断を退け、過失があって虐待と診断できずに通告が出来なかった フラッド医師であった。ギタには強く捻られたと思われる脛骨・腓骨の骨折や、 ギタ・ランデロスは一九七一年四月二六日、 十一か月のときに母親にサンノゼ病院に連れていかれたが、その時の担当医師 無数の打撲傷や擦過傷があるなど、 ギタの状態を正しく判断することも 明らかに虐待
- 45 Reporting Legislation, Law & Policy, April/July 241-255 (1992) Elizabeth Anderson et al., Consequences and Dilemmas in Therapeutic Relations with Families Resulting from Mandatory
- 46 Informant, 42 (2) Duke Law Journal 203-278 (1992) Robert Mosteller, Child Abuse Reporting Laws and Attorney-Client Confidences: the Reality and the Specter of Lawyer as
- 47 Henry Pervall. ed., supra note 42 at 89–108
- 48 April/July 161 (1992) Seth Kalichman and Cheryl Brosig, Mandatory Child Abuse Reporting Laws: Issues and Implications for Policy, Law & Policy
- 49 児童保護機関 調査を行い、親子に処遇を行う等、児童保護手続きに全般的に関わる重要機関である。 (Child Protective Services)とは各州に設置された行政機関である。 州によって名称は異なる。 虐待の通告を

- (S) Judith Sealander, The Failed Century of the Child, 65–66 (2003)
- (더) Douglas Besharov, Unfounded allegation 24-25 (1986)

53

52 U.S. Department of Health and Human Services, Child Bureau, Child Maltreatment 2011, xi (2012)

Michael Weber, The assessment of Child Abuse 120, in The Battered Child (Mary Helfer et al. eds., 5th ed. 1997)

- た。 かった (DeShaney v. Winnebago) ジョシュアはそのまま病院に一時保護された。三日後にはケースワーカー、 ジョシュアへの虐待である。児童保護機関は父親に話を聞いたが、父親が否定した為、その時にはそれ以上追及しなかった。その からと言って、子どもには州から完全に保護される憲法上の権利があるわけではないと判示し、児童保護機関の法的責任は認めな 童保護機関の怠慢のせいで息子が障害を負ったと訴訟を起こしたのが本件である。しかし裁判所は、 になったジョシュアは父親にひどく叩かれ、 再び虐待の恐れありとして通告が来た時にも、児童保護機関は児童保護手続きに踏み切らなかった。そして一九八四年三月、 を条件に、父親のもとヘジョシュアを帰した。ケースワーカーはその後、 シュアのプリスクールプログラムへの参加、父親に対するカウンセリングの提供、父親のガールフレンドに家から出てもらうこと まってジョシュアの件を話し合ったが、証拠不十分でもあり、父親も自発的に児童保護機関の支持に従うと表明したために、ジョ 父親は再婚し、さらにその再婚相手とも破たんして、その離婚に際して一九八二年一月に再婚相手が明らかにしたのが父親の 一九八三年一月にジョシュアが多数のあざと擦り傷のために虐待されているとして病院から児童保護機関へと連絡された為 ジョシュア・デシャニーは一九七九年に生まれたが、翌年、親の離婚に伴って裁判所の判断に基づき、父親が監護権者となっ 生涯後遺症が残るほどの障害を負ってしまった。離婚していたジョシュアの母親は児 月に一度は家庭訪問をしていたが、一九八三年十一月に 心理学者、 医者、 警察関係者など、 州が一度虐待の通告を受けた 複数の関係者が集 四歳
- (5) Michael Weber, supra note 53 at 121
- (5) Id. at 142–143
- 57 Donald Duquette, Lawyers' Roles in Child Protection 475, in The Battered Child (Mary Helfer et al. eds., 5th ed. 1997).
- 58 棚村政行「児童虐待と調停制度―ロサンゼルスの児童調停プログラムを中心に―」ケース研究二三六号一六頁

- Reece eds. 2000) Kerry Drach, Initial Psychosocial Treatment of the Physically Abused Child 95-96, in Treatment of Child Abuse (Robert M
- 60 Attachment, 45–63 (1978) わずか一二か月の幼児でさえ、 すでに親に対して愛着を形成しているというデータもある。 Ainsworth et al., Pattern
- 61 Catherine Marneffe, Alternative Form of Intervention 503, in The Battered Child (Mary Helfer et al. eds. 5th ed.
- (3) Kathy Harrison, Another Place at the Table 68–69 (2003)
- 63 et al. eds., 5th ed. 1997) Brandt Steele, Further Reflections on the Therapy of Those Who Maltreat Children 566, in The Battered Child (Mary Helfer
- (3) Catherine Marneffe, supra note 61 at 517–518.
- 65 あって、機能している親子関係にまで介入する事ものではなかった。前掲注6森田一三一頁。 ある)の名で呼ばれた「親代わり」の法のネットワークであったからである。あくまで「やむをえない場合」の「親代わり」で 不道徳によって街に放り出され、また親の手に負えない不良・犯罪少年のために、パレンス・パトリエ(国は子どもの最後の親で 子どもの利益を保護するという児童福祉の発達過程において、補充性は重要な鍵概念であった。児童福祉とは、 親の無能力や
- (%) Joseph Goldstein et al., supra note 29 at 31-32.
- 67 Craig Steinberg, Reporting of Child Abuse: Is Absolute Immunity too much to offer?, 14 Journal of Juvenile Law 167-177 (1993) 一時的ではあっても、誤って子どもを親の監護から離してしまうと、親と子の両方に一生涯にも渡る悪影響を与えてしまう。
- 68 して親に甘えられるので子どもは親にしたがう。子どもは甘えたりわがままをいったりしながら次第に成長し、最初は家族の一 ついで学校という社会に組み込まれ、やがては成人して広い社会で独り立ちするようになる」と述べ、子どもの成長過程にお 精神科医の土居健郎は「普通の親子の場合、子どもは親に甘える。つまり甘えを媒介として子どもは人間関係の中に入る。そ
- ける甘えの重要性を指摘している。土居健郎「甘えと妬み」児童心理六九六号五八九-五九〇頁

Bruce Hafen, Children's Liberation and the New Egalitarianism: Some Reservations About Abandoning Youth to Their "Rights"

69